DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万九千八百円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千四百円）
衛星航法補助施設		十五万千五百円

を

DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万九千八百円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千四百円）
衛星航法補助施設		十五万千五百円

に改め、同表第五号中

DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万九千八百円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千四百円）
衛星航法補助施設		十四万七千円

を

DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万九千八百円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千四百円）
衛星航法補助施設		十四万七千円

に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年五月十日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉